

1年を通じてガバナンスを学ぶ！

ガバナンス太田塾2023 「非営利組織経営の在り方」

無料

オンライン開催
6月から3月まで全10回コース
第1 or 2木曜日10:00～11:00



講師：太田達男



トークセッション
聞き手：山田泰久



公益財団法人

日本非営利組織評価センター



Zoomのアカウント名を

「お名前＋団体名」に

変更してください。

この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。

参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

今年のガバナンス太田塾の5つのお勧めポイント！

- ① 昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
- ② 今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
- ③ 講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
- ④ 1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
- ⑤ リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。

太田 達男（塾長）

- （公財）日本非営利組織評価センター 理事
- （公財）公益法人協会 前理事長 会長
- （公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
- （公社）日本フィランソロピー協会 理事
- （公財）渋沢栄一記念財団 監事
- （公財）パブリックリソース財団評議員



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。



1. 各回の参加申込について

出欠確認のために、各回ごとにPeatixでの申し込みが必要です。
講座の開催日の翌日に、次回の申込Peatixを公開します。
各回のPeatixの申込締切は、開催日の1週間前になります。
当日参加できない方には、後日、動画を共有します（受講者にも共有します）。
但し、動画共有は、各回、Peatixで申込みをした方を対象にお送りします。

2. 各回のテーマに関するアンケートについて

Peatixでの申し込み時に、各回のテーマに関して、知りたいことや課題、質問などを入力していただきます。学びの場として開催しますので、必ず入力してください。
複数回、入力が少ない方には、参加をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきください。



3. 事務連絡の方法などについて

事務局からの連絡は、Peatixのメッセージ、もしくはメールでお送りします。

講座資料等はGoogleドライブで共有します。セキュリティの関係で、職場のPCからアクセスできない場合は別のPCからアクセスしてください。事務局で別手段の対応はしませんので、ご承知おきください。

4. その他

講座の動画は、ある程度まとめて、一般公開する予定です。

講座でのご質問をされる時は、個人情報や機密情報にはお気をつけてください。



本日のスケジュール

- 10:00 オープニング
- ・趣旨説明、講座の運営と諸注意
 - ・本日の流れ
 - ・JCNEの紹介
- 10:05 第6回11月【利益相反と競業避止とは】
- ・利益相反取引に該当する場合の事例、事前・事後の手続き
- 10:35 トークセッション（太田、山田）
- 10:55 クロージング
- ・JCNEの組織評価・認証制度のご案内
- 11:00 終了



利益相反取引及び競業取引 規制について

～一般法人法を基礎として～

公益財団法人日本非営利組織評価センター
理事 太田達男



法的解釈に係る部分は、
あくまでも個人として
の見解です。

善管注意義務

民法644条：受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

忠実義務

法人法83条：理事は、法令及び定款並びに社員総会の議を遵守し、一般社団法人(財団)のために忠実にその職務を行わなければならない

(自己又は第三者の利益を法人の利益より上位においてはならない)ということ

理事が自己
又は第三者
の利益を
図って
法人の利益
を害するお
それを規制

利益相反取引規制

法人法84条1項2号、92条：理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき
同3号：一般社団法人(財団) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

競業取引規制

法人法84条1項1号、92条:理事が自己又は第三者のために一般社団法人(財団) 法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

禁止ではなく理事会承認が必要

競業取引と疑われる事例

【事例】

- ・非営利組織のコンサルティング事業を行う法人の理事が、自ら別の法人を設立し又は個人事業主として、同一の非営利組織タイプのコンサルティング事業を行う場合
- ・同一資格者団体(職能団体)の理事が、同じ資格者を会員とする法人を自ら立ち上げ同一の事業（研修、技能認定、親睦等）を行う場合
- ・ある地域で子ども食堂事業を営む団体の理事が、別法人を立ち上げて同一地域で同様の子ども食堂事業を行う場合
- ・非営利団体専門の参考書出版を事業とする団体の理事が、同様の出版事業を行う団体の理事に就任する場合
- ・〇〇科学の研究開発を目的とする団体の理事が、〇〇科学の研究開発を目的とする別の団体の理事に就任した場合

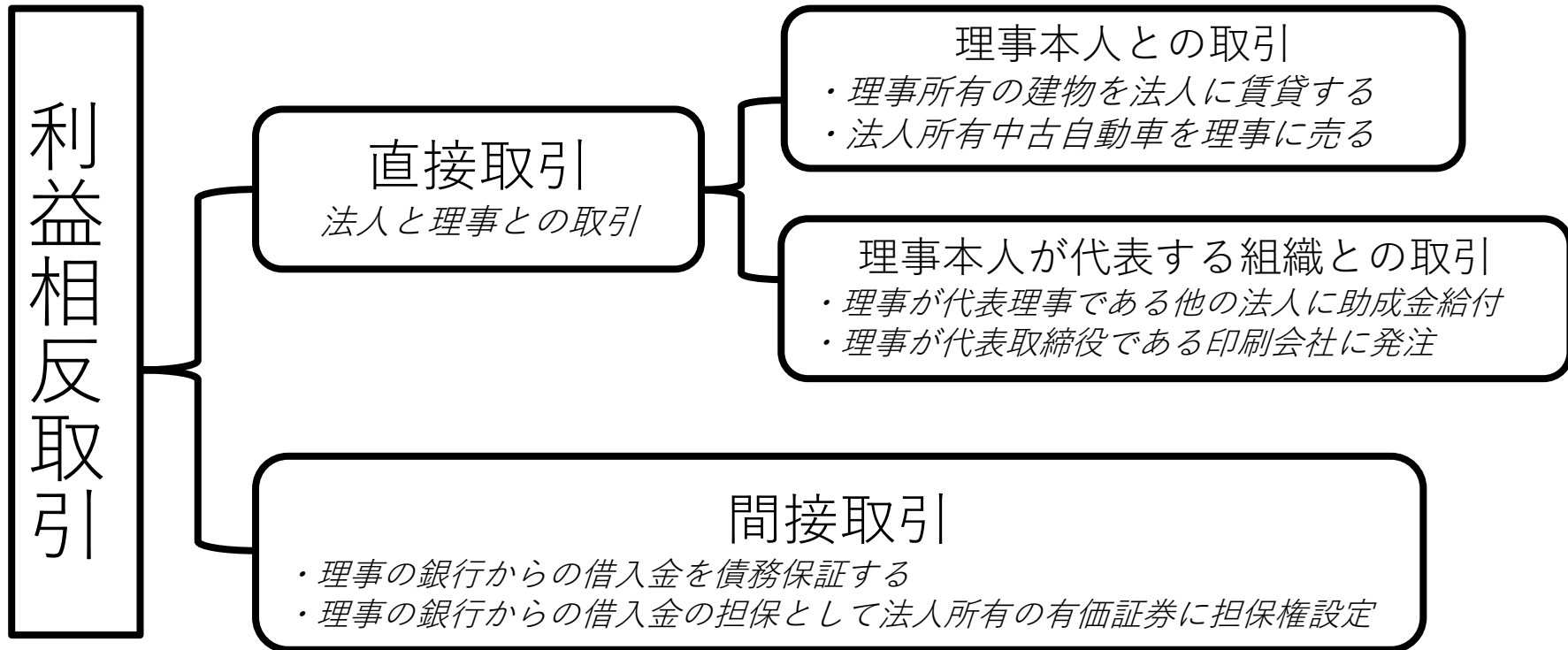
【事例検討】

事業の内容、事業地域、受益者の範囲、事業の実施状況のいずれかが異なる場合は競業取引には該当しないと考えられる




1. 特活法人の場合、競業避止義務は法令上規定されていない。
2. 競業避止義務は退任後の理事や職員にも役員就任時または雇用時における契約等にもより、課せられる場合もあり得る。

利益相反取引とは



法人の役員等が他の組織の役員等を兼ねる場合 ～利益相反取引の当事者について～

A法人での役職	取引相手方での役職	A法人の理事会承認
代表理事	代表（取締役・理事）	○
代表理事 * 1	一般（取締役・理事）	× * 2
一般理事	代表（取締役・理事）	○
一般理事	一般（取締役・理事） * 2	×
（代表・一般）理事	監査役（監事）・使用人	×
監事・使用人	（代表・一般）理事・取締役	×

-  * 1 本表は役職の名義だけで作成したもので、実質的に利益を受ける者が誰か(計算) によって判断される可能性が高い
- * 2 特定非営利活動法人や一般社団法人の場合、登記なき場合は各自代表制(理事全員が代表者)
- * 3 相手方理事会、法人の取締役会等機関承認は必要

利益相反取引に該当する場合の手続き

1. 取引の実行

「理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得る」（一般法人法84,92①）

2. 取引後の報告

「当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない」

3. 利益相反取引によって法人に損害が生じた場合

次の者は生じた損害を賠償する責任を負う。（一般法人法111③）

①利益相反取引の相手方である理事

②当該取引を決定した理事

③当該取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事

（議事録に異議をとどめない者は、その決議に賛成したものと推定する（一般法人法95⑤））

cf. 特活法人の場合、以下の規定以外に一般法人法のような規定はないが、民法108条の自己契約、双方代理禁止規定は当然に適用される。

特活法17の3条 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

ベスト（ベター）プラクティスとミニмумスタンダード

1. 要は公正な取引内容と慎重な手続きが不可欠
2. 法令上利益相反取引や、競業取引には該当しない場合であっても不適正な利害関係が発生しないよう注意する（別に忠実義務違反や自己取引、双方代理抵触を問われる場合もある）
3. 「**李下に冠を糺さず**」の精神から、**法人の内部規定で、法令水準より厳しく律することも考えてはどうか**

【特別の利益供与の禁止規定にも留意】

- ・社員、評議員、理事、監事、使用人その他政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（公益認定法5第三号）（内閣府令1、同規則1）
- ・同旨特定非営利活動促進法(特活法45条①四口)
- ・株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄付その他特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、このかぎりでない。
（公益認定法5条第四号）（内閣府令2、同規則2省略）

Q & A

Q

- ①寄付者への資産譲渡や役務提供をせざるを得ない場合の「注意点」
- ②所有している老齢馬を理事に譲るといった、簿価としての価値がほぼないようなものの移動においても問題がないかを検討するようにしているが、明確な線引きが難しいとは感じます。
- ③主にサービス利用者からの寄付の観点ですが、利益相反と不当威圧に配慮する倫理ガイドラインの必要性を感じます。
- ④民間会社での「利益相反、競業避止」と非営利組織での「利益相反、競業避止」とで異なる点はあるのでしょうか？
- ⑤法人の役員個人への支払いを役員報酬や給与にせず、業務委託費にできないかとの質問を時々いただきますが、どう答えていいものかいつも迷います。「利益相反とみなされる可能性があるので、業務委託費とするのはやめた方が無難」といった説明をしていますが、これでもいいのでしょうか？
- ⑥無給の理事が法人に貢献した場合、どの程度、支払いして良いか。
- ⑦法人役員からの寄付は利益相反に触れるのか

A

- ①善管注意義務・不当な利益供与の問題
- ②時価以下であることの説明で理事会承認
- ③その通り、私が理事を務める公益社団法人成年後見リーガルサポートでは規定設定
- ④基本的に異なる点はない
- ⑤利益相反取引に該当する場合あり（P.5）
また、高額報酬規制(公益認定法5条十三)、報酬を受ける理事の人数制限（特活法2条2項一号ロ）の潜脱行為とみなされる可能性
- ⑥「貢献」の意味にもよるが、一般有識者として特別の役務に対する報酬は別途内部規程を定め支給(公益法人協会の規定参照)
- ⑦法人側に何ら不利益がない場合、利益相反取引にはならない（無利息無担保で取締役から会社が金銭の貸付を受ける場合（最判昭和38.12.6））

(公財) 日本非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員10名 理事12名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤2名

非営利組織の
第三者組織評価機関
として設立

2022年11月1日公益法人化

11月4日法人名称の変更 (旧：非営利組織評価センター)

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



事業や組織
運営のガバ
ナンス全般

グッドガバ
ナンス認証

訪問での
ヒアリング

提出された
書面

アド
バンス
評価
28
基準

全基準を
満たすと
認証付与

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

法令や定款
通りのガバ
ナンスの基
本

ベーシック
ガバナンス
チェック

提出された
書面

セルフ
チェック

ベー
シック
評価
25
基準

評価結果を
サイトで
公開

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/catalog/>

J C N E ベーシックガバナンスチェック

延べ申込み数

1,000

団体

感

突破

謝

【お知らせ】 NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～
<https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/>



ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト (<https://jcne.or.jp/org/>) で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

【対象法人】 特定非営利活動法人（認定を含む）

一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）

公益社団・財団法人、社会福祉法人

【費用】 普及期間のため無料で提供

【評価有効期間】 3年間（更新制）

申込➡ <https://jcne.or.jp/catalog/>

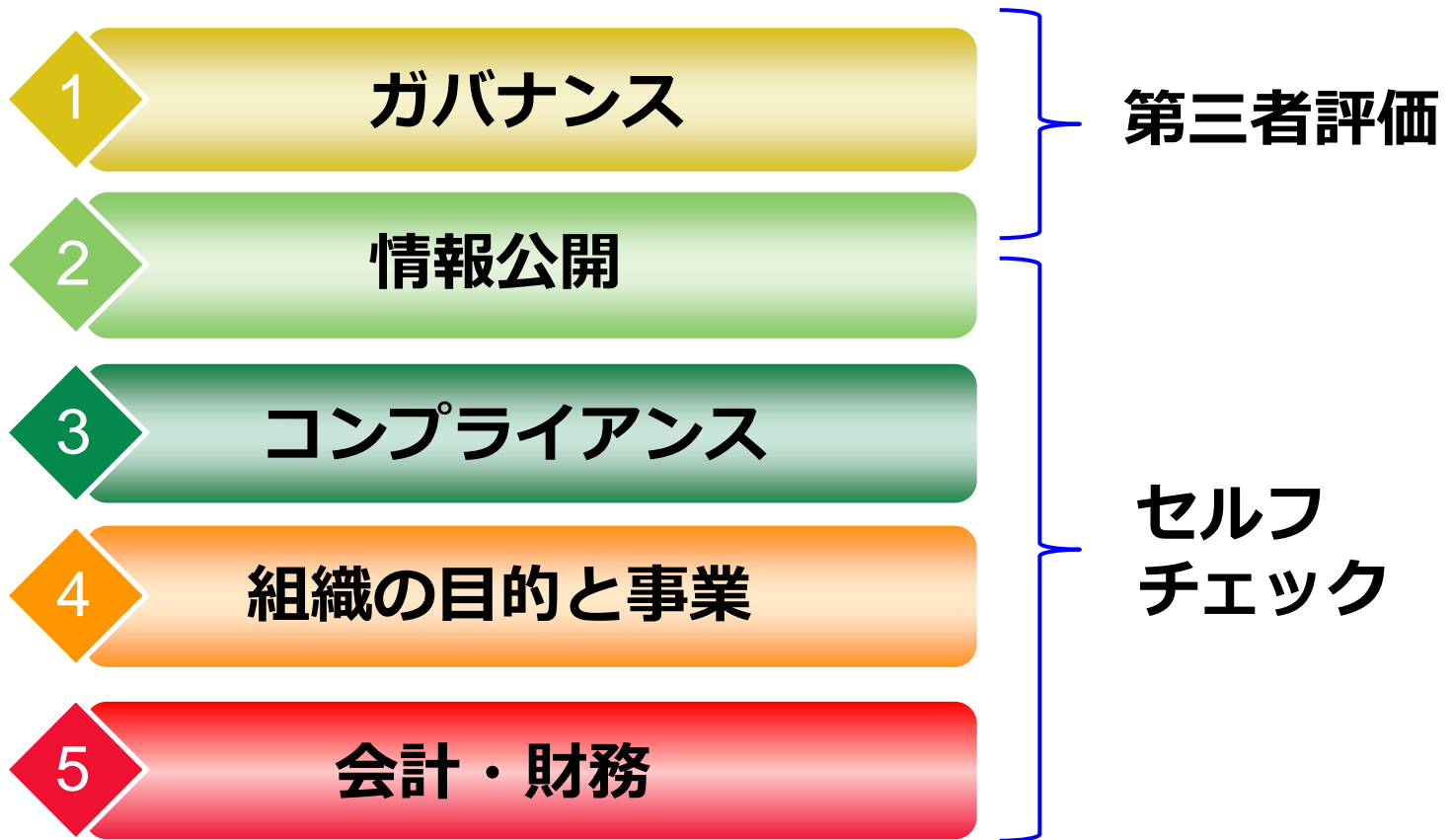


- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
 - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）

- 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）
 - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準

ベーシックガバナンスチェックの評価項目

- 評価の5項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象



ガバナンス

- 1 法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
- 2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
- 3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
- 4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
- 5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
- 6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
- 7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
- 8 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。



ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準 8 は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。



情報公開

- 12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。
- 13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

コンプライアンス

- 14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
 - 15 個人情報取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
 - 16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している
 - 17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
 - 18 ハラスメント防止策を講じている。
- ※基準17は雇用がある場合のみ適用。



ベーシック評価基準（セルフチェック基準）

組織の目的と事業

- 19 組織の目的と事業を文書化している。
- 20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
- 22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

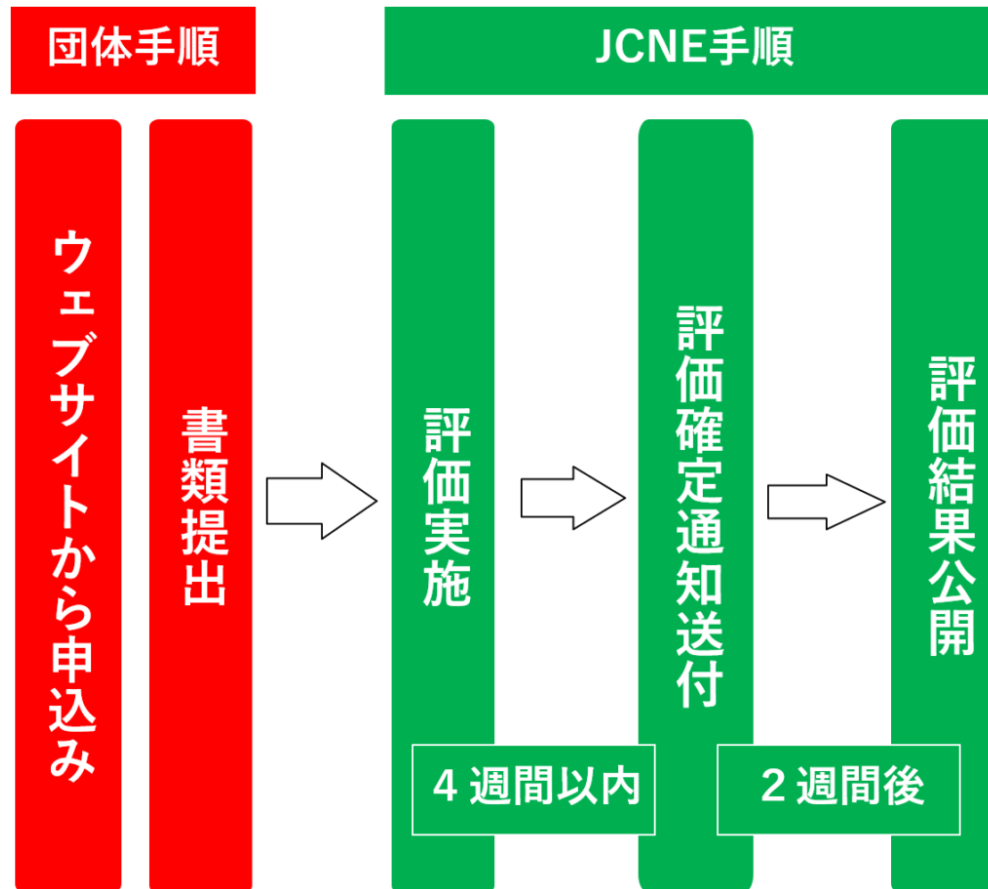
会計・財務

- 23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
- 24 税務申告と納付を行っている。
- 25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。



評価の流れ（お申込みページ）

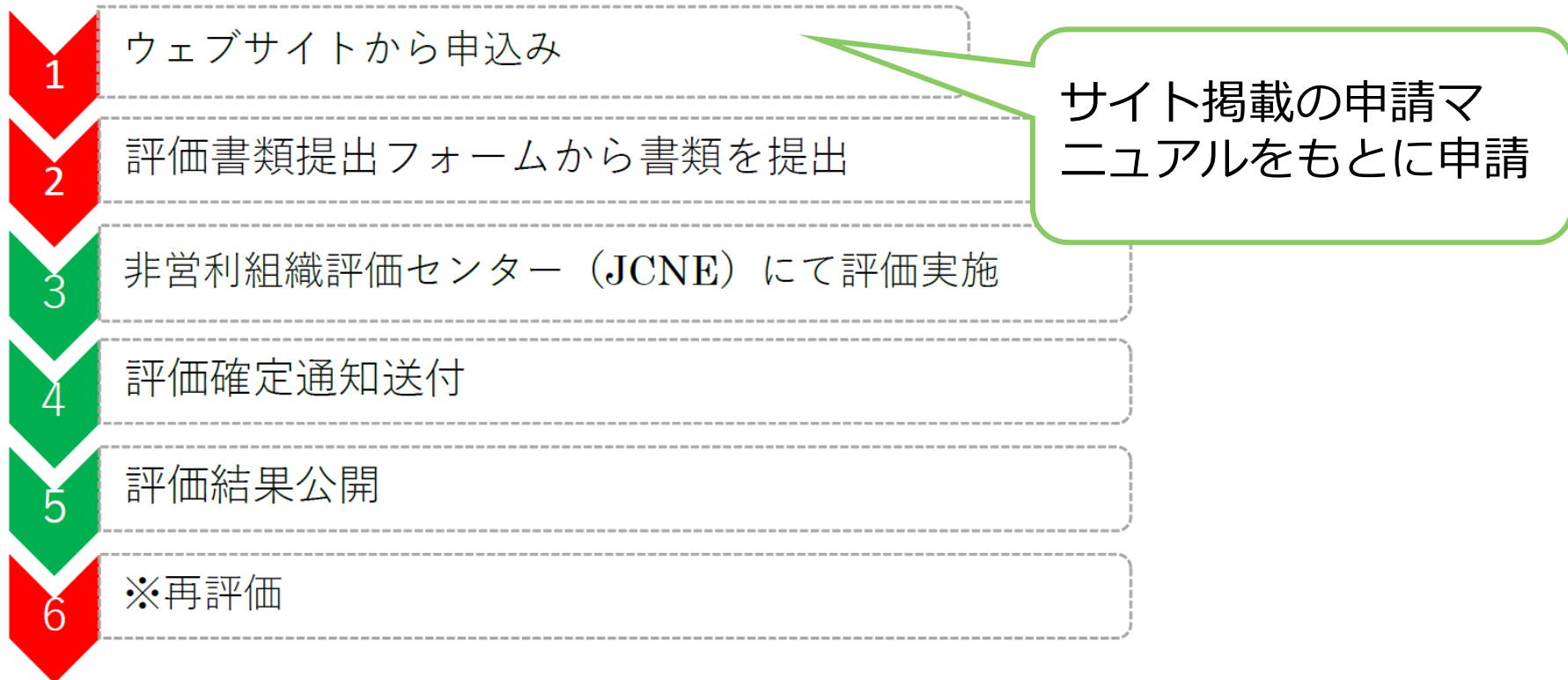


【提出書類】

定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／監査報告書／
役員報酬規程／役員名簿／事業計画／予算／事業報告書／決算書類



ベーシックガバナンスチェック



お申込みページは以下のURLとなります。
詳しいガ申請マニュアルを掲載しています。

<https://jcne.or.jp/catalog/>

